

薬食発0221第1号
平成26年2月21日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)



医療機器の一般的名称の追加について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等については、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」(平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。)等において定められており、クラス分類告示における一般的名称の定義等については「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(告示)及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(告示)の施行について」(平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知)及び「薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器(告示)の施行について(平成17年7月7日付け薬食発第0707002号厚生労働省医薬食品局長通知)により示しているところである。

今般、平成26年2月21日付け「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第35号)が適用されること等に伴い、同通知の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係業者、関係団体等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会长、米国医療機器・IVD工業会会长、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添える。

記

1. 「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」（平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知）の別添CD-ROMの記録内容の一部を別添1のように改正する。
2. 1の改正に伴い、「医療機器の修理区分の該当性について」（平成17年3月31日付け薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知）の別表の一部を別添2のように改正する。
3. 1の改正に伴い、「薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（告示）の施行について」（平成17年7月7日付け薬食発第0707002号厚生労働省医薬食品局長）の別紙1の一部を別添3のように改正する。

複数のCT組合せ型ポジトロンCT装置の項の次に次のように加える。

工内耳の項一般的名稱定義の欄を「高音急墜型感音難聴又は重度聴覚障害者の聽覚の一部回復のために用いる機器をいう。電極アレー(片側の蝸牛に挿入する)、受信・装置(頭蓋の耳付近くに植え込む)、スピーチプロセッサ(体外に装着し、音を電気信号に変換して受信・刺激装置に送るもの)から構成される。音響刺激機能のある機器は、音ニット(音を増幅・音質調整してイヤモールドへ伝達する)が含まれる。」に改める。

脳動脈ステントの項一般的名称定義欄を「拡張して脳動脈の内側に留まる支持構造で、その開存性を維持するために用いるステントをいう。例えば、ステントはカテーテルによつて脳部に送達することができる。バルーンカテーテルの膨張又は自己拡張により、ステントは血管を支持する。バルーンカテーテルを収縮させて抜去すると、ステントはインプラントとしてその位置に留まる。ステンレス、ペリマ又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもあれば、チューブ型の足場構造のものもある。」

別添2

患者適合型単回使用骨手術用器械の項の次に次のように加える。

	1800		58250002	MR組合せ型ポジトロンCT装置	II	該当	該当	G1
--	------	--	----------	-----------------	----	----	----	----

(参考)

別添3

心臓マッピングシステムワークステーションの項の次に次のように加える。

242	器 10'	放射性物質診療 用器具	58250002	MR組合せ型ポジトロンCT装置	II
-----	-------	----------------	----------	-----------------	----

(参考)

設置管理 告示別表	類別	類別名称	CODE	一般的名称	クラス 分類